

SOS ニュース

暮らしの中の法律小知識

※ 遺言書について

法律で認められている一般的な遺言の作成方法は①自筆遺言証書②秘密証書遺言 ③公正証書遺言の3種類です。

① 自筆遺言証書

遺言する人が、遺言の全文、日付、氏名を手書きし、押印しなければなりません。パソコンや代筆による作成は無効です。自筆証書遺言は、その存在自体を秘密にできますが、相続人が発見できない恐れもあり、注意が必要です。また、内容を勝手に書き換えられる危険性も大きいといえます。

② 秘密証書遺言

公証人と証人の立会いのもと、封印した遺言書を示して自分の遺言書であることを述べ、遺言書の存在を公証役場に記録してもらうのです。遺言の内容を相続の時まで秘密にしたい場合に利用されるが、存在自体を隠しておくことはできない。

また本文はパソコンや代筆で作成してもかまわないが、遺言者本人の署名と封印のための印鑑による押印が必要である。

③ 公正証書遺言

2人以上の証人の立会いのもと、公証人が遺言者から遺言の内容を聞き取って作成する。公証人に病院などへの出張を頼むことや、筆談、手話通訳などを利用することもできる。ほかの遺言よりは作成に費用が掛かるが、専門家である公証人が内容をチェックするから、その効力が後日裁判で否定される危険性は小さいと考えられる。

なお、秘密証書遺言や公正証書遺言の証人に、未成年者や推定相続人、公証人の配偶者などはなることができない。

(情報提供法テラス：産経新聞より)